参考資料

＜　第9次延岡市行財政改革　＞

延岡市の現状等

〔 目 次 〕

１．本市の財政状況
（１）財政収支の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）歳入歳出決算推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）市税収入の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（４）地方交付税の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（５）財源調整用基金の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（６）ふるさと納税の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（７）地方債残高の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（８）公債費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（９）財政指標比較表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

２．組織・機構
（１）組織・機構について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）主な組織・機構の再編 ・・・・・・・・・・・・・・・・10
資料：令和８年度延岡市行政組織図 ・・・・・・・・・・・・15

３．職員数の状況
（１）職員数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（２）職員定数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（３）定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度 ・・・・・16
資料：職員定数及び職員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・17
資料：職員数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
資料：県内他市との職員数比較 ・・・・・・・・・・・・・・19

４．給与の状況
（１）給与水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（２）給与改定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（３）給与適正化の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

５．広報・広聴機能の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

６．デジタル化の推進
（１）国・県の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（２）本市の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

７．民間活力の導入
（１）指定管理者制度等の導入状況 ・・・・・・・・・・・・・27
（２）民間委託及び民営化への取組 ・・・・・・・・・・・・・27
資料：指定管理者制度導入施設一覧 ・・・・・・・・・・・・28

８．第三セクター等の運営について
（１）本市の主な取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（２）指針の対象となる団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・32

９．人材育成の方針について
（１）基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（２）研修の実施方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
資料：「働き方改革」の取組について ・・・・・・・・・・・36
資料：職員研修体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
資料：研修受講者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・38

１．本市の財政状況

（１）財政収支の状況

長期にわたるコロナ禍や物価高への対応、防災対策に加え、令和９年の「国スポ・障スポ」に向けた取組を始めとした大型プロジェクトを積極的に推進してきた結果、歳入歳出決算額ともに高止まりの状況が続いています。

なお、実質収支は毎年度黒字を確保しています。

（単位：百万円）

年　　度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
歳入決算額　A	75,943	73,096	72,566	74,005	77,984
歳出決算額　B	71,970	69,472	69,891	70,924	75,141
形式収支　C＝A－B	3,973	3,624	2,675	3,081	2,843
繰越財源　D	1,887	1,520	859	1,318	1,092
実質収支　E＝C－D	2,086	2,104	1,816	1,763	1,751
単年度収支　F＝E－E（前年度）	△ 24	18	△ 288	△ 53	△ 12
財政調整基金積立金　G	1,070	1,062	1,068	926	902
繰上償還金　H	0	0	0	0	0
財政調整基金取崩し額　I	1,070	1,062	1,068	926	902

（２）歳入歳出決算推移

【歳　入】　（単位：百万円）

区　　分	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
市　　税	14,679	16,015	15,937	15,616	16,341
地方交付税	15,370	15,029	14,176	15,059	15,433
その他譲与税・交付金	4,204	4,114	4,128	4,813	4,626
国県支出金	24,511	20,585	20,393	20,723	21,561
繰入金	2,973	3,679	3,645	4,264	4,053
市　　債	7,038	4,724	5,463	5,954	7,892
臨時財政対策債	1,654	462	199	105	0
その他の歳入	7,168	8,950	8,824	7,576	8,078
合　　計	75,943	73,096	72,566	74,005	77,984

【歳　出】　（単位：百万円）

区　　分	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
人 件 費	9,663	10,080	9,734	10,443	11,149
扶 助 費	20,254	18,114	19,368	20,337	19,676
公 債 費	6,540	6,430	6,350	6,267	6,141
物 件 費	7,914	9,955	9,741	9,747	10,718
補助費等	6,628	5,244	5,099	4,278	4,602
繰 出 金	5,709	5,653	5,667	5,703	5,746
投資的経費	10,672	9,340	9,143	9,796	13,025
その他の歳出	4,590	4,656	4,789	4,353	4,084
合　　計	71,970	69,472	69,891	70,924	75,141

（３）市税収入の状況

本市の自主財源の根幹を成す市税収入額は、国の減税政策や税源移譲などの税制改正の影響等により、平成 19 年度以降、減収傾向が続いていましたが、固定資産税などの伸びにより、近年は増収傾向にあります。

令和７年度は、令和６年度実施の定額減税の影響解消に加え、社会全体での給料のベースアップに伴い個人市民税が増加したことに伴い、市税全体としては増加しています。

（単位：百万円）

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	その他の税	市税合計
20	4,716	1,612	7,358	1,039	14,725
21	4,632	1,154	7,179	1,022	13,987
22	4,333	971	7,215	1,039	13,558
23	4,237	1,276	7,307	1,155	13,975
24	4,472	1,135	6,952	1,150	13,709
25	4,477	910	7,013	1,253	13,653
26	4,465	1,215	7,103	1,234	14,017
27	4,528	1,042	7,037	1,224	13,831
28	4,572	1,076	7,210	1,267	14,125
29	4,623	944	7,458	1,236	14,261
30	4,704	1,129	7,456	1,240	14,529
元	4,747	1,241	7,597	1,266	14,851
2	4,856	1,005	7,724	1,265	14,850
3	4,874	971	7,495	1,339	14,679
4	4,982	1,856	7,792	1,385	16,015
5	5,050	992	8,505	1,390	15,937
6	4,700	910	8,630	1,376	15,616
7	5,348	944	8,697	1,352	16,341

※その他の税は、市たばこ税、軽自動車税、入湯税

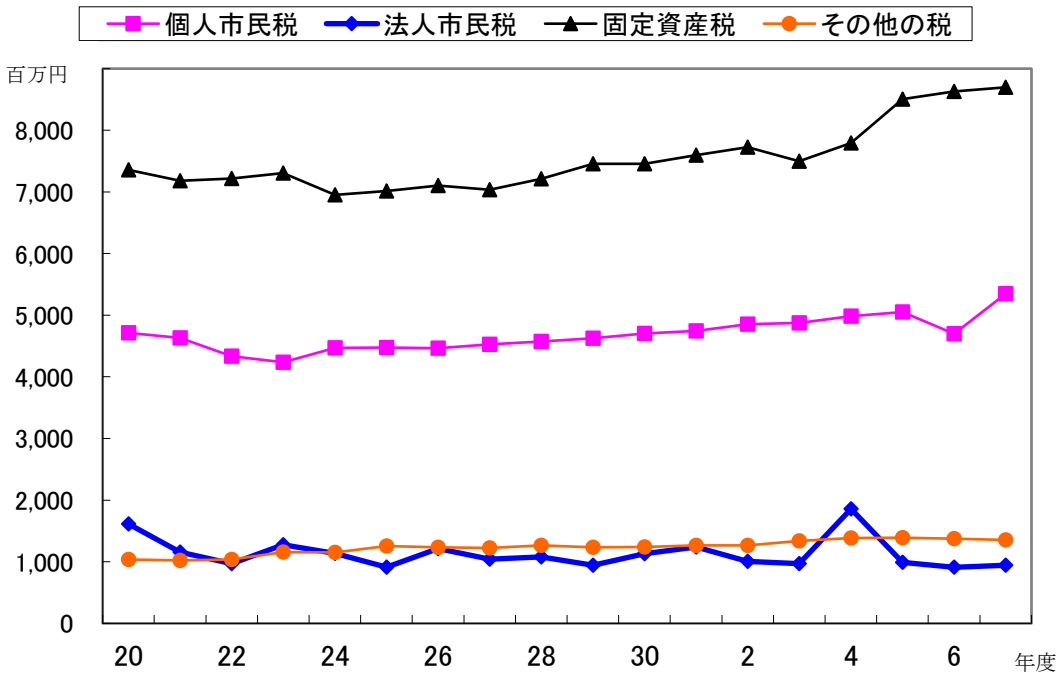

（４）地方交付税の状況

市税とならび本市の歳入の大きな割合を占める地方交付税については、平成 13 年度の制度変更により、国の財源不足を背景としてその一部が臨時財政対策債に振替えられており、令和６年度まで借入れを行っていますが、物価上昇などに伴う国の税収増により財源不足が解消されたため、令和７年度の発行額はゼロとなっています。また、平成 16 年度の国の三位一体改革により、地方交付税が毎年度大幅に削減された結果、本市の財政も大きな打撃を受けました。平成 20 年度からは国の地方重視の政策や市町村合併による特例措置の影響により、増加傾向にありましたが、平成 28 年度からはその特例期間終了に伴い段階的な縮減が開始され、令和２年度にかけて減少傾向にありました。

令和３年度以降、国税収入の増加や国の物価高騰対策により、地方交付税の追加交付が行われ、増加に転じています。

（単位：百万円）

区　　分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
普通交付税	14,259	13,723	12,858	13,695	14,055
特別交付税	1,111	1,306	1,318	1,364	1,378
臨時財政対策債	1,654	462	199	105	0
合　計	17,024	15,491	14,375	15,164	15,433

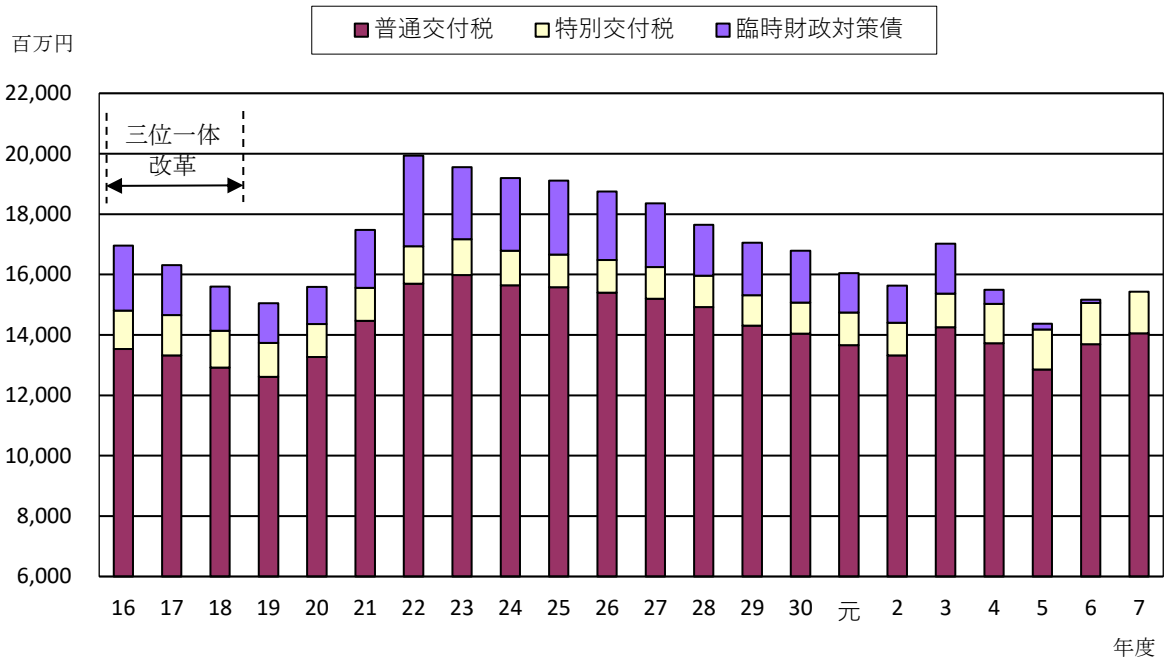

※合併前の旧３町分含む

（５）財源調整用基金の状況

本市では、財源不足に対応するための基金として、財政調整積立基金、減債基金、退職手当基金、地域づくり推進事業基金を活用しています。平成 22 年度以降、想定される社会保障経費の増加や災害発生などに備え、財源調整用基金への積み立てを行ってきました。

今後の財政状況は、国の施策や物価高騰の影響等による経済状況の変化によって大きな影響を受けますが、公共施設の適切な維持管理を図りつつも、将来の安定的な財政運営を維持するために、基金の適切な活用に努めます。

（単位：百万円）

基　金　名	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
財政調整基金	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033
減　債　基　金	2,844	2,753	2,607	2,405	2,017
退職手当基金	1,043	845	648	550	552
地域づくり推進事業基金	4,528	4,512	3,975	2,520	1,083
合　　計	13,448	13,143	12,263	10,508	8,685
前年度との増減額	314	△ 305	△ 880	△ 1,755	△ 1,823

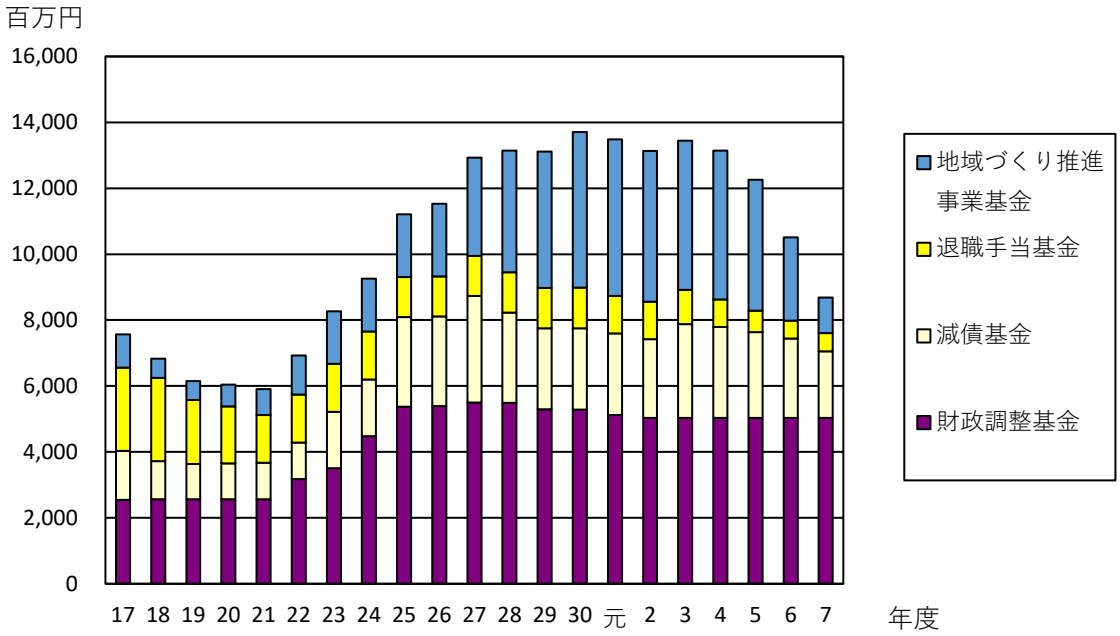

※合併前の旧３町分含む

（６）ふるさと納税の推移

本市では、自主財源の確保と併せ本市の特色ある観光商品や海・山・川の幸などを全国に発信するため、「ふるさと納税（寄附金）」を活用したＰＲ事業の強化を図っています。ふるさと納税制度が開始された平成 20 年度において、200 万円であった寄附金額は、令和７年度の決算において、12 億 7,005 万円に増加しています。

また、「ふるさと納税」を行っていただいた寄附者には、専用サイト等を通し、複数の項目から寄附金の使い道を選んでいただいています。令和元年度までは、使い道の第１位であった「子育て支援・教育の充実」に係る事業へ重点的な活用を行ってきましたが、近年において、寄附金額が大幅に増加したことから、令和２年度からは使途を拡充し、様々な分野での活用を図っています。

（ｉ）寄附金の推移

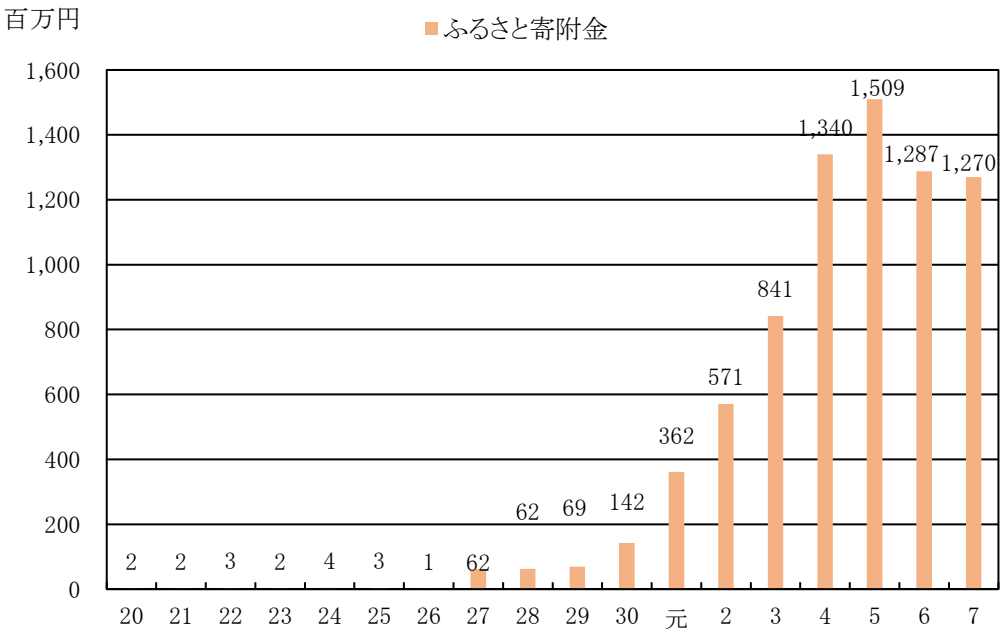

（ⅱ） 令和８年度当初予算における寄附金の使途（見込み）

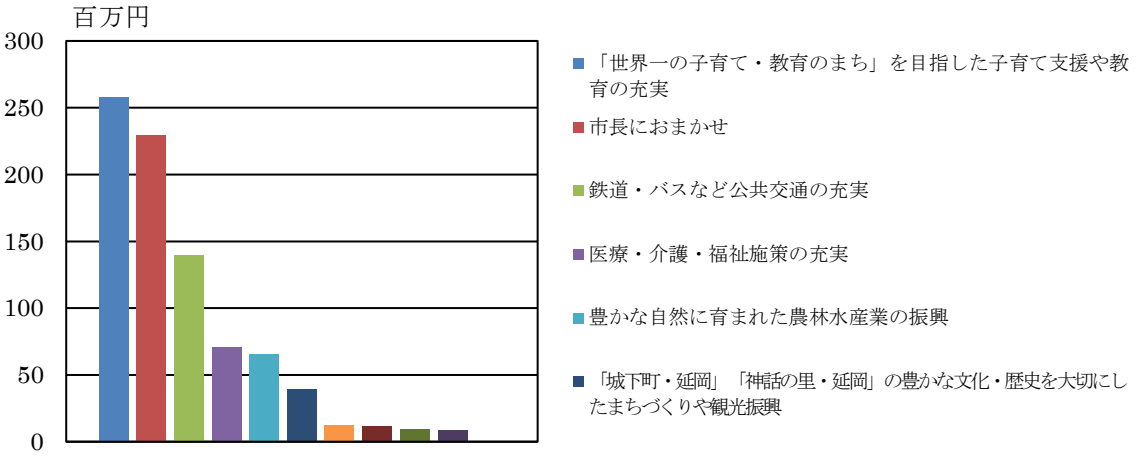

（７）地方債残高の推移

市債は、普通建設事業や災害復旧事業の財源として、あるいは世代間の負担を公平にするために起債するものです。本市の市債残高は、大型プロジェクト事業の実施や、経済対策に呼応した公共事業の追加等により、増加傾向にありました。さらには合併による増加により、市債残高は急増しましたが、将来の財政負担を考慮し、地方債残高の抑制に努めたことから、近年は減少傾向にあります。

なお、これらの残高の中には、普通交付税の振替である臨時財政対策債や、普通交付税の算出に算入される有利な市債が含まれているため、実質的な額としては約半分程度となります。

（単位：百万円）

年 度	借入残高	左 の 内 訳	
		一般会計	その他
平成 20	117,176	71,303	45,873
〃 21	113,508	68,374	45,134
〃 22	111,479	67,299	44,180
〃 23	109,247	66,105	43,142
〃 24	106,983	64,970	42,013
〃 25	105,269	64,118	41,151
〃 26	106,784	66,490	40,294
〃 27	102,911	63,622	39,289
〃 28	99,311	60,983	38,328
〃 29	96,503	59,354	37,149
〃 30	93,333	57,157	36,176
令和 元	91,122	56,153	34,969
〃 2	89,377	55,429	33,948
〃 3	89,207	56,173	33,034
〃 4	86,720	54,683	32,037
〃 5	85,286	54,015	31,271
〃 6	84,809	53,944	30,865
〃 7	86,034	55,999	30,035

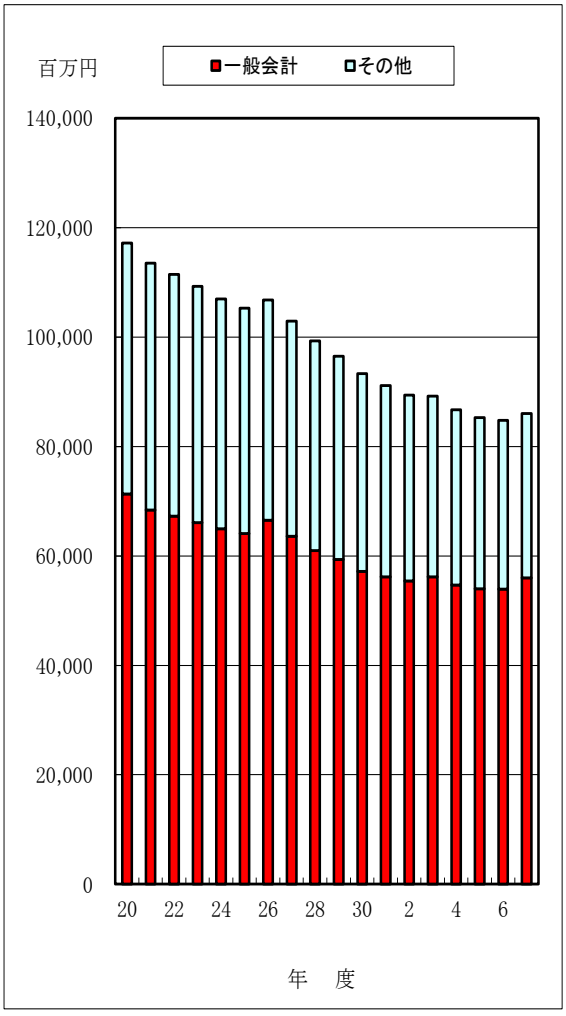

※その他とは、

上水・下水・農集・漁集・浄化槽・簡水・食肉の合計

（８）公債費の状況

前項同様に、市債発行の増加により、公債費（元利償還金）は増加傾向にありましたが、合併により増加した平成 19 年度以降、減少傾向にあります。

なお、市債の発行にあたっては交付税措置（国からの補てん措置）のある有利な市債の活用に努めています。

（単位：百万円）

年 度	元利償還金	左のうち交付税措置	
		なし	あり
平成 20	11,429	5,933	5,496
〃 21	11,522	5,853	5,669
〃 22	11,527	5,639	5,888
〃 23	11,422	5,581	5,841
〃 24	11,400	5,556	5,844
〃 25	11,403	5,522	5,881
〃 26	11,286	5,341	5,945
〃 27	11,240	5,421	5,819
〃 28	11,627	5,656	5,971
〃 29	11,290	5,450	5,840
〃 30	10,640	5,067	5,573
令和 元	10,005	4,749	5,256
〃 2	9,906	4,745	5,161
〃 3	9,824	4,831	4,993
〃 4	9,698	4,932	4,766
〃 5	9,521	4,911	4,610
〃 6	9,388	5,098	4,290
〃 7	9,224	5,048	4,176

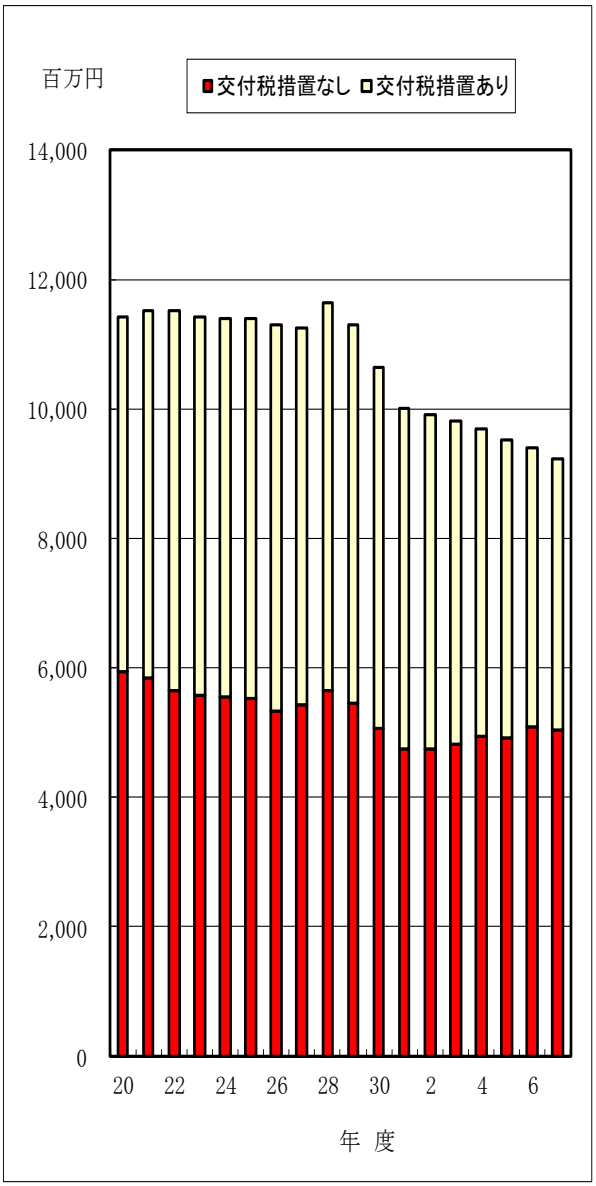

※元利償還金は全会計の合計
※繰上償還等特殊要因を除く

（９）財政指標比較表

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
経常収支比率（%）	92.8	89.2	91.6	96.9	97.2	97.9
（全国都市平均）	(92.6)	(88.4)	(91.9)	(93.1)	(93.7)	未公表
実質公債費比率（３ヶ年平均　%）	8.1	7.7	7.8	8.1	8.6	8.7
（全国都市平均）	(7.0)	(6.8)	(6.8)	(6.9)	(6.9)	未公表
将来負担比率（%）	―	4.0	2.7	2.1	15.9	32.3
（全国都市平均）	(39.8)	(32.3)	(28.5)	(26.5)	(26.5)	未公表
財政力指数（３ヶ年平均）	0.49	0.50	0.50	0.52	0.53	0.53
（全国都市平均）	(0.65)	(0.63)	(0.62)	(0.61)	(0.62)	未公表

※経常収支比率とは、経常一般財源（市税、普通交付税など）で、経常経費（毎年恒常的に支出される経費で、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の他、消耗品費、光熱水費などの物件費、施設の維持補修費など）に充てられた一般財源を割った数値。

※実質公債費比率とは、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標。25.0%が早期健全化基準である。

※将来負担比率とは、将来負担すべき負債が財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標。350.0%が早期健全化基準である。

※早期健全化基準を超えると、法律に基づく財政健全化計画を定めなければならない。

２．組織・機構

（１）組織・機構について

組織・機構は、財政状況等とともに行政の重要な経営基盤であり、本市においては、組織の効率性・機能性や的確な市民ニーズへの対応等の視点から、定員管理の適正化等とあわせ取組みを行っております。

今後とも、複雑化・高度化する市民ニーズや地方分権等の社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、限られた人員で最大の効果を発揮できる、スリムで合理的な組織の構築が求められています。

延岡市の組織・機構（令和８年度）

		部	課室			係
				うち 課	うち 室	
市長部局	総合政策部	1	9	6	3	18
	総務部	1	9	8	1	20
	危機管理部	1	3	2	1	4
	市民環境部	1	7	5	2	19
	健康福祉部	1	12	8	4	22
	農林水産部	1	5	4	1	9
	商工観光文化部	1	6	4	2	10
	都市建設部	1	8	6	2	17
	北方総合支所	1	3	3		6
	北浦総合支所	1	3	3		6
	北川総合支所	1	3	3		6
	会計課		1	1		2
	小　計	11	69	53	16	139
行政委員会等	議会事務局	1	1	1		3
	消防本部	1	6	6		21
	教育委員会	1	7	7		18
	上下水道局	1	3	3		10
	監査委員事務局		1	1		1
	選挙管理委員会		1	1		1
	農業委員会		1	1		2
	小　計	4	20	20		56
総　計		15	89	73	16	195

（２）主な組織・機構の再編

年度	再　編　内　容
Ｒ４	**「こども家庭サポートセンター」を新設** 児童虐待の未然防止を図るためには、児童及び妊産婦の福祉に関する切れ目のない支援の提供や、家庭環境等に関する課題に早急に対応することが必要であることから「子育て家庭相談・支援カウンター」と「子育て世代包括支援センター」の体制を拡充・強化するとともに一部組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援を行うための「こども家庭サポートセンター」を設置した。
	「広域農道整備事業推進対策室」を廃止 県が整備を進める「広域農道 沿海北部地区」（日向市塩見～延岡市大峡町）については、令和５年２月に開通したことから、「広域農道整備事業推進対策室」を廃止した。
	「歴史・文化都市推進課」において、「文化振興係」「博物館係」「歴史文化ゾーン振興係」を廃止するとともに、「歴史・文化都市企画係」「整備運営係」「地域文化振興係」「調査・研究・普及係」を新設 延岡城・内藤記念博物館、野口遵記念館が開館し、県内初の Park-PFI によるインフォメーション提供機能を備えた古民家風カフェが城山公園に完成するとともに、全国規模のスポーツ大会が開催可能な宮崎県体育館のサブアリーナが完成した。 また、延岡城・内藤記念博物館において開催する企画展等に関し、外部有識者によるアドバイザー会議でのアドバイスもいただきながら更なる誘客を図る考えである。このような状況を踏まえ、歴史・文化ゾーン全体の一体的な更なる賑わいを創出することとあわせて、「西から東へ」の人流を創出し、中心市街地の再生も図るため、「歴史・文化都市推進課」の組織を再編した。
Ｒ５	**「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ推進課」に改称するとともに、「国スポ・障スポ推進課」に「総務広報係」「競技係」を新設** 令和９年度の第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けた取組みを推進するため、「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ推進課」に改称の上、「国スポ・障スポ推進課」に「総務広報係」「競技係」を新設した。
	「緊急経済対策室」を廃止 新型コロナウイルス感染症の位置づけが「５類感染症」に移行し、新型コロナに特化した対策に一定の目途がついたことから、「緊急経済対策室」を廃止した。
	「都市建設部」に「空家施策推進室」を新設するとともに、「建築指導課」の「空家施策推進係」を廃止 空家等の増加により、様々な課題が深刻化していることから、所有者等特定の迅速化と正確性の確保及び所有者等への助言等に係る法的整理やマネジメントの効率化を図るとともに、代執行や財産等管理人制度の活用の促進による管理不全空家等の抑制・改善に努め、これまで以上に空き家施策を推進するため、「都市建設部」に「空家施策推進室」を新設した。
	「（教育委員会）総務課」を「教育政策課」に改称し、「教育政策課」に「総務係」「教育政策係」を新設 **「学校教育課」を「学校支援課」と「学校教育課」に分割し、「学校支援課」に「管理係」「施設係」、「学校教育課」に「学事係」「指導係」を新設** **「保健体育課」と「アスリートタウン推進室」を統合して、「アスリートタウン推進課」を新設し、「アスリートタウン推進課」に「スポーツ振興係」「スポーツ施設係」を新設**

	学校施設の維持管理や改修、ICT 機器及び環境の整備・更新、給食費に関する各種課題、地域人材を活用するコミュニティスクールなど、教育への投資の方向性やあり方といった重要な教育政策の検討・立案について即応し、専門的に取り組むとともに、各課横断的な政策的課題に、リーダーシップを発揮して取り組むことにより、その円滑な解決を図るため、「(教育委員会) 総務課」を「教育政策課」に改称し、「教育政策課」に「総務係」「教育政策係」を新設した。 ICT 教育の推進、学校の働き方改革、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策等、特別な支援が必要な児童生徒の増加への対応など、教育的課題がこれまで以上に複雑化・多様化しており、課題解決に向けた更なるきめ細やかな対応が求められている。 こうしたことから、「学校管理分野」と「教育指導分野」を分離し、それぞれの業務に密接に関連する「学校施設」「保健」「給食」などの業務を統合することによって、より効率的に業務を進めるとともに、教育課程、生徒指導等に関わる職員が専門性の高い業務に専念できる環境を整え、これまで以上に本市教育の質の向上を図るため、「学校教育課」を「学校支援課」と「学校教育課」に分割し、「学校支援課」に「管理係」「施設係」、「学校教育課」に「学事係」「指導係」を新設した。 「アスリートタウン延岡アリーナ・サブアリーナ」が完成し、令和５年度中には「のべおか waiwai アリーナ」が完成する見込みであり、令和７年度には、「アスリートタウン延岡アリーナ・メインアリーナ」や「西階公園野球場」が完成予定など大型スポーツ施設の整備が進んでいたことから、スポーツ振興施策やプロ・実業団等キャンプ・大会誘致の推進に取り組むとともに、既存スポーツイベントと観光施策との連動による交流連携を促進し、更なるアスリートタウンづくりの推進を図るため、「保健体育課」と「アスリートタウン推進室」を統合して、「アスリートタウン推進課」を新設し、「アスリートタウン推進課」に「スポーツ振興係」「スポーツ施設係」を新設した。
	「野口遵記念館建設室」を廃止 野口遵記念館建設に関する業務が終了したことから、「野口遵記念館建設室」を廃止した。
	総務課に「内部統制係」を新設 最近の不正な事務や事務処理ミスの多発により大きく損なわれた市に対する市民の皆様からの信頼を回復すべく、地方自治法改正で都道府県及び政令指定都市に義務付けられた内部統制の制度を参考にしながら、本市としての全庁的な内部統制を導入するため、総務課に「内部統制係」を新設した。
R６	**「危機管理部」を新設するとともに、「危機管理部」に「危機管理企画課」「災害支援課」「防災施設整備室」を新設** **「危機管理企画課」に「企画調整係」「災害対策係」を新設** **「災害支援課」に「防災推進係」「避難支援係」を新設** **「(総務部) 危機管理課」を廃止** 南海トラフ巨大地震や気候変動に伴い激甚化する自然災害なども見据えた更なる災害対応力の強化と、危機管理に関し現在複数の部・課にまたがっている業務をできる限り一元的にまとめ総合調整力の強化を図るため、「危機管理部」を新設した。 複雑・多様化する防災・減災の課題に対応できるように防災に関する政策立案や総合調整機能の強化、また発災時における市の災害対策本部の指揮命令、対策立案の中心となるため、「危機管理部」に「危機管理企画課」を新設し、「危機管理企画課」に「企画調整係」「災害対策係」を新設した。

	発災後の情報収集、発信の強化を図ることと共に、各地区での訓練、物資・資材の備蓄、また要配慮者の保護、さらに相互応援の円滑な実施、民間団体等との協力確保のために「危機管理部」に「災害支援課」を新設し、「災害支援課」に「防災推進係」「避難支援係」を新設した。 「災害支援課」では、平常時は災害に備えるための各種訓練や地域の支援、備蓄品の配備・管理、デジタル技術を用いた防災力の強化、避難所の準備・調整、災害応援協定者との連携強化、発災に備えた支援事業者・団体、各地区、災害ボランティア団体との準備・連携強化、自力での避難が困難な要支援者の個別避難計画の策定支援などを行う。 また、災害時は災害対策本部の運営を担うとともに、発災後は、安心・安全な避難所の運営、被災者台帳・り災証明書に関すること、被害情報などの情報収集窓口や災害ボランティアとの連携による災害ボランティア支援センターの運営などを行う。 さらに避難タワーなど防災施設や様々な設備の整備、防災アプリや防災ラジオ等の災害情報伝達システム整備のため、「危機管理部」に「防災施設整備室」を新設した。 「防災施設整備室」では、平常時は危機管理に関する施設・設備の整備を行い、災害時及び発災後は「危機管理企画課」と同様の事務を行う。
	資源対策課の「リサイクル推進係」の名称を「企画総務係」に改称し、「資源循環協働係」を新設 本市の脱炭素化の推進や清掃施設の整備に伴い、新たにプラスチック使用製品廃棄物の収集をはじめるにあたり、分別に係る様々な課題を整理し、処理体制等を検討していく必要がある。さらに、事業系ごみの減量やふれあい収集・災害ごみの収集運搬など、今後注力すべき課題が出てきている。 このような課題に対応するため、資源対策課の業務分担を明確にするとともに、効率的で迅速な対応が可能となるよう、主にごみ処理の方針等を企画立案する『企画総務係』、ふれあい収集や災害ごみをはじめ、より地域との連携が必要な業務を担当する『地域連携係』、事業系ごみの減量や不法投棄対策・啓発活動などを担当する『資源循環協働係』に再編した。
	「廃棄物処理施設整備室」を新設 清掃施設について今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害及び老朽化の対策のため、清掃工場の災害対策の強化（強靭化）と安定したごみ焼却処理の継続のための基幹的な設備・機器の更新（延命化）を行うとともに、「粗大ごみ処理施設」と「リサイクルプラザ　ゲン丸館」について複合施設としての建替事業を推進するため、市民環境部に「廃棄物処理施設整備室」を新設した。
	「区画整理課」を廃止 **「都市計画課」に「市街地整備係」を新設** **新体制現在の体制「区画整理課」の事務は、「都市計画課市街地整備係」に移管** 岡富古川土地区画整理事業の工事完了に伴い、「区画整理課」を廃止した。「区画整理課」の廃止に伴い、岡富古川土地区画整理事業の換地処分による清算業務等の事務は、「都市計画課市街地整備係」に移管した。 また、「都市計画課市街地整備係」において、市街地未整備地区の住環境整備についての検討を行う。
R７	**「企画部」を「総合政策部」に改称** **「企画課」を「総合政策課」に改称するとともに「市民協働係」「秘書係」「広報広聴係」を新設し、「広域行政係」を廃止、「企画調整係」を「政策企画係」に改称** **「経営政策課」、「総務課」の「秘書係」「広報広聴係」を廃止** **行財政改革の推進や、ワンストップ窓口の構築とこれに伴う業務フローの最適化、**

	根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進、AI や RPA の利活用促進、公共施設維持管理計画の取り組みの推進とそれを担う市役所職員の人材育成及び働き方改革の推進といった市役所改革の更なる推進を図るため、「企画課」「経営政策課」「情報政策課」「総務課」「職員課」の関連事務を統合し、総務部に「行政改革推進課」を新設。 **「行政改革推進課」には、「行政改革推進係」「人材育成係」を設置し、「職員課」の「研修厚生係」を「職員厚生係」に改称** **「地域・離島・交通政策課」を「地域政策課」に改称、「広域連携係」を新設するとともに、「交通安全推進係」を廃止** **「生活環境課」の「生活衛生係」を「生活衛生・地域安全係」に改称** **「情報政策課」に「デジタル推進係」を新設** **「スマートシティ推進室」を廃止** **総務部に「行政改革推進課」を新設し、「行政改革推進係」「人材育成係」を新設** **「総務課」の「内部統制係」を廃止** **「職員課」の「研修厚生係」を「職員厚生係」に改称** **「納税課」の「納税第３係」を廃止** 政策形成及び周知に関する部署の統合による政策運営機能の強化・効率化を図るため、「企画課」の「企画調整係」の関連事務と「統計調査係」に、「経営政策課」の関連事務と「総務課」の「秘書係」「広報広聴係」を統合するとともに、「企画課」を「総合政策課」に、「企画部」を「総合政策部」に改称した。「総合政策課」には、「政策企画係」「市民協働係」「統計調査係」「秘書係」「広報広聴係」を設置した。 地域政策の集約による更なる推進と効率化を図るため、「地域・離島・交通政策課」の「総合交通係」「地域・離島振興係」に「企画課」の「広域行政係」を統合するとともに、「地域・離島・交通政策課」を「地域政策課」に改称した。「地域政策課」には、「総合交通係」「地域・離島振興係」「広域連携係」を設置した。地域・離島・交通政策課」の「交通安全推進係」は「生活環境課」の「生活衛生係」に統合して、「生活衛生係」を「生活衛生・地域安全係」に改称した。 デジタル技術を活用したフロントヤード改革の横展開やワンストップ窓口の構築等による庁内事務の DX 推進と、地域のスマートシティ施策を統合することにより、本市の DX 施策の効果的な推進を図るため、「情報政策課」に「スマートシティ推進室」を統合するとともに、「情報政策課」に「デジタル推進係」を新設した。 効率的な組織運営のため、「納税課」の納税係を３係体制から２係体制にした。
	「国スポ・障スポ推進課」に「競技支援係」を新設するとともに、「競技係」を「競技第１係」に改称し、「競技第２係」を新設 令和９年に本県で開催される日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに向け、令和８年度にはリハーサル大会も開催されることから大会開催に向けた準備を進める必要があります。大会の円滑な運営と、万全の体制で参加者・関係者を迎えるため、新たに「競技支援係」を設置するとともに、競技係を「競技第１係」「競技第２係」の２係体制とした。
	「こども未来部設置準備室」を新設 子どもの支援に関する施策に横串を刺し、子どもの支援に関する部署や施策を集約して一元的に行うことにより、子育て支援の更なる強化、子育て環境の更なる充実を図ることを目的とした「こども未来部」の設置に向け、「こども未来部」で行う事務事業や組織体制等について検討を行うため、健康福祉部に「こども未来部設置準備室」を新設した。

	「産業政策課」を新設するとともに、「地域経済係」「商業・駅まち振興係」「ふるさと納税推進係」を新設 **※「商業・駅まち振興課」「人材政策・移住定住推進室」「新財源確保推進室」を廃止** **「歴史・文化都市推進課」の「歴史・文化都市企画係」を「企画運営係」に改称し、「整備運営係」を廃止** 多様化する地域経済の課題に対応していくためには、「商業・駅まち振興課」「人材政策・移住定住推進室」「新財源確保推進室」が、それぞれ担っていた事務を連動して進める必要があることに加えて、商工・農林水産など地域経済全体を俯瞰して総合的に進める必要があることから、このような事務を担う組織として「産業政策課」を設置した。 「地域経済係」は、現在の「人材政策・移住定住推進室」の事務のうち、人材確保・育成に関する事務を所管するとともに、「地域商社」の設立に向けた検討を行います。「商業・駅まち振興係」は現在の「商業・駅まち振興課」の事務を、「ふるさと納税推進係」は現在の「新財源確保推進室」の事務を引き継いだ。 なお、現在、「人材政策・移住定住推進室」が所管している移住・定住に関する事務は、『総合政策部』の「地域政策課」に移管した。 効率的な組織運営のため、歴史・文化都市推進課の「歴史・文化都市企画係」「整備運営係」を統合し、「企画運営係」とした。
	「都市計画課」の「街路公園係」を「公園緑地係」に改称 本市の都市計画事業の組織体系は国や県と異なっており、伝達や協議の場面で係を跨いだ調整が必要であることから、事務の効率化を図るため、係間の事務の移管を行うとともに、「街路公園係」を「公園緑地係」に改称した。
	「教育政策課」に「北方教育支所」「北浦教育支所」「北川教育支所」を新設するとともに、「北方分室」「北浦分室」「北川分室」を廃止 「北方分室」「北浦分室」「北川分室」が所管する共通業務（予算執行、業務委託契約、施設の管理等）を「教育委員会の各課館（６課１館)」にそれぞれ移管し、実施すること、また、各教育支所を教育政策課が所管することにより、事務の効率化を図ることとした。

令和８年度　延岡市行政組織図

令和８年４月１日　現在

- 市長
  - 副市長
    - 総合政策部
      - 総合政策課　政策企画係　統計調査係　市民協働係　秘書係　広報広聴係
      - 大学推進室
      - 地域政策課　総合交通係　地域・離島振興係　広域連携係
      - 地方拠点都市地域推進室
      - 人権推進課　人権推進係
      - 男女共同参画推進室
      - 情報政策課　運用管理係　情報政策係　デジタル推進係
      - 契約管理課　物品契約係　工事契約係
      - 国スポ・障スポ推進課　総務広報係　競技支援係　競技第１係　競技第２係
    - 総務部
      - 総務課　総務係　法制第１係　法制第２係
      - 国際交流推進室
      - 職員課　人事係　給与係　職員厚生係
      - 行政改革推進課　行政改革推進係　人材育成係
      - 管財課　管理係　財産係　車両係
      - 財政課　財政係　財務調査係
      - 市民税課　市民税第１係　市民税第２係
      - 資産税課　資産税第１係　資産税第２係
      - 納税課　管理係　納税第１係　納税第２係
    - 危機管理部
      - 危機管理企画課　企画調整係　災害対策係
      - 防災施設整備室
      - 災害支援課　防災推進係　避難支援係
    - 市民環境部
      - 国民健康保険課　総務係　健診指導係　賦課係　納税係
      - 市民課　管理係　窓口係　記録係　国民年金係
        - 東海支所　伊形支所　島浦支所
      - 生活環境課　生活衛生・地域安全係　環境保全係
      - 脱炭素政策室
      - 廃棄物処理施設整備室
      - クリーンセンター
        - 資源対策課　企画総務係　地域連携係　資源循環協働係
        - 清掃工場　管理係　施設第１係　施設第２係
    - 健康福祉部
      - 総合福祉課　総務管理係　地域・高齢者支援係
      - なんでも総合相談センター
      - 福祉給付対策室
      - 福祉事務所
        - 介護保険課　計画指導係　保険料係　認定係
        - 生活福祉課　管理係　保護第１係　保護第２係　保護第３係　保護第４係
        - こども保育課　保育係　子育て支援係　《保育所》
        - おやこ保健福祉課　おやこ保健係　家庭福祉係
        - こども家庭サポートセンター
        - 障がい福祉課　障がい福祉係　自立支援係
        - 健康長寿課　健康長寿推進係　健康支援係　地域包括ケア推進係　地域福祉係
        - 地域医療政策課　地域医療対策係　感染症予防係
      - こども未来部設置準備室
    - 農林水産部
      - 総合農政課　地域農業係　農業土木係
      - 農業畜産課　農産物振興係　農産園芸係　畜産係
      - 農業所得向上推進室
      - 林務課　林政係　林業振興係　森林土木係
      - 水産課　水産振興係
  - 副市長
    - 商工観光文化部
      - 産業政策課　地域経済係　商業・駅まち振興係　ふるさと納税推進係
      - 観光戦略課　観光振興係　物産振興係
      - 東九州バスク化構想推進室
      - 工業振興課　工業振興係　企業立地係
      - メディカルタウン推進室
      - 歴史・文化都市推進課　企画運営係　地域文化振興係　調査・研究・普及係　《延岡城・内藤記念博物館》
    - 都市建設部
      - 都市計画課　管理係　計画係　公園緑地係　市街地整備係
      - 花と緑のまちづくり推進室
      - 土木課　管理係　建設第１係　建設第２係　道路維持係
      - 建築住宅課　住宅係　工務第１係　工務第２係　設備係
      - 建築指導課　建築審査係　宅地審査係
      - 空家施策推進室
      - 高速道対策課　建設推進係
      - 用地調査課　用地調査第１係　用地調査第２係
    - 北方総合支所
      - 地域振興課　総務防災係　地域振興係
      - 市民サービス課　市民サービス係　福祉保健係
      - 産業建設課　農林係　土木係
    - 北浦総合支所
      - 地域振興課　総務防災係　地域振興係
      - 市民サービス課　市民サービス係　福祉保健係
      - 産業建設課　水産農林係　土木係
    - 北川総合支所
      - 地域振興課　総務防災係　地域振興係
      - 市民サービス課　市民サービス係　福祉保健係
      - 産業建設課　農林係　土木係
    - 上下水道局
      - 業務課　総務係　経営企画係
      - 水道課　計画係　工務係　維持給水係　配水係
      - 下水道課　計画建設係　維持管理係　排水設備係　施設係
  - 会計管理者
    - 会計課　審査係　出納係
  - 選挙管理委員会
    - 事務局　選挙係
  - 監査委員
    - 事務局　監査係
  - 農業委員会
    - 事務局　農政係　農地係
  - 公平委員会
    - 事務局
  - 固定資産評価審査委員会
  - 議会
    - 事務局　総務係　議事係　政策・調査係
  - 教育委員会
    - 教育長
    - 事務局
      - 教育政策課　総務係　教育政策係　北方教育支所　北浦教育支所　北川教育支所
      - 学校支援課　管理係　施設係　《小・中・義務教育学校》　《学校給食共同調理場》
      - 学校教育課　学事係　指導係　《小・中・義務教育学校》　《幼稚園》
      - アスリートタウン推進課　スポーツ振興係　スポーツ施設係
      - 社会教育課　社会教育係　青少年家庭教育係　社会教育センター事業係　《社会教育センター》
      - 文化財・市史編さん課　文化財係　市史編さん係
      - 図書館　管理係　図書館サービス係
        - 北方分館
        - 北浦分館
        - 北川分館
  - 消防本部
    - 総務課　総務係　経理係　消防団係
    - 予防課　予防係　保安係
    - 警防課　警防係　調査施設係
    - 通信指令課　通信指令第１係　通信指令第２係
    - 消防署
      - 消防第１課　指揮第１係　消防第１係　救急第１係　救助第１係
        - 延岡北分署第１係　延岡南分署第１係
      - 消防第２課　指揮第２係　消防第２係　救急第２係　救助第２係
        - 延岡北分署第２係　延岡南分署第２係

３．職員数の状況

（１）職員数の推移

職員数については、８次にわたる行財政改革を通して、事務事業の効率化や民間活力の導入等に取り組み、これまでに 512 人の職員を減員し、令和８年４月１日現在の職員数は 1,136 人となっており、一定の適正化が図られています。

今後、少子高齢化に伴う若年労働力の不足や定年引上げなどにより職員の年齢構成の変化が見込まれる中、事務事業の効率化や外部人材の登用、多様な任用形態の活用、民間活力の導入などについて検討するとともに、新たな施策などへの取組に伴う体制強化とのバランスを取りながら、適正な定員管理と職員配置を図ります。

（２）職員定数

職員定数は、職員数の上限を定めるものであり、兼任職員（市長事務部局と選挙管理委員会事務部局との兼任等）については、それぞれの部局において定数として計上するため、実際の職員数を上回ることになります。

現在の職員定数は、第７次及び第８次行財政改革の取組等により、実際の職員数との差が大きくなっていたことや、第７次延岡市長期総合計画における職員数の考え方等を勘案して、令和８年４月１日に見直しを行っており、1,233 人としています。

引き続き、実際の職員数との差や行財政改革の取組等を勘案しながら、適正な職員定数について随時検討を行っていくこととします。

（３）定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度

国家公務員の定年引上げに伴い、本市においても、定年年齢を 60 歳から 65 歳まで２年に１歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年４月の定年年齢を 65 歳とする定年引上げ制度を令和５年度から導入しており、60 歳に達した日以後定年退職日まで短時間勤務することができる「定年前再任用短時間勤務制」とともに、定年の段階的な引き上げ期間において年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため「暫定再任用制度」を導入しています。

定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年退職日相当日までとしており、令和８年４月１日現在の職員数は、27 人となっています。また、暫定再任職員は、１年ごとに 65 歳に到達する年度まで任期を更新することができることとしており、令和８年４月１日現在の職員数は 38 人であり、再任用職員は合計で 65 人となっています。

今後も同程度の職員数で推移していくことが見込まれますが、国における定年引上げの完成を見据えた高齢施策の動向等も勘案する必要があります。

職員定数及び職員数

（単位：人）

部　　局	職員定数（A）	職　員　数			定数との差（A－B）
		一般職	現業職	計（B）	
市長事務部局	817	759	13	772	45
議会事務部局	13	10	1	11	2
監査委員事務部局	8	6		6	2
選挙管理委員会事務部局	19	15		15	4
農業委員会事務部局	12	8		8	4
消防本部・消防署	175	165		165	10
公平委員会事務部局	3	(3)		(3)	3
教育委員会事務部局	100	79	3	82	18
公営企業（上下水道）	86	77		77	9
合　　計	1,233	1,119	17	1,136	97

※令和８年４月１日現在

※表中の（ ）内の数字は市長事務部局職員が兼務する職員数

職員数の推移（平成12年度以降）

（単位：人）

年度	総数	部局別職員数								うち現業員			再任用	
		市長	議会	監査	選管	農委	消防	教委	企業	総数	教委	それ以外		
令和８	1,136 (2)	772	11	6	15	8	165	82	77	17	3	14	65 (2)	
令和７	1,136 (3)	766	10	6	14	8	165	90	77	18	7	11	65 (3)	
令和６	1,136 (2)	765	10	6	14	7	164	91	79	20	8	12	72 (2)	第8次行革
令和５	1,136 (2)	764	11	6	16	7	163	92	77	20	8	12	79 (2)	
令和４	1,133 (2)	754	11	6	16	7	163	101	75	22	11	11	81 (2)	0
令和３	1,136 (2)	746	11	6	16	8	164	109	76	23	10	13	86 (2)	
令和２	1,136 (2)	747	11	6	15	8	164	108	77	23	10	13	88 (2)	
令和元	1,133 (4)	749	10	6	16	8	164	102	78	28	11	17	83 (4)	
30	1,153 (9)	760	10	6	16	8	164	105	84	31	12	19	82 (9)	第7次行革
29	1,172 (6)	773	10	6	15	7	164	107	90	62	17	45	75 (6)	
28	1,182 (4)	782	10	6	15	7	163	109	90	66	22	44	54 (4)	△60
27	1,196 (5)	773	11	6	17	15	163	117	94	68	24	44	37 (5)	
26	1,225 (3)	798	10	6	17	15	163	122	94	74	26	48	17 (3)	
25	1,247	808	10	7	17	15	161	134	95	86	36	50		第6次行革
24	1,263	815	11	7	17	15	165	138	95	97	41	56		
23	1,278	819	11	6	17	15	165	150	95	109	43	66		△100
22	1,296	827	11	6	17	15	165	159	96	115	45	70		
21	1,326	823	11	6	17	15	166	190	98	142	69	73		
20	1,342	830	11	6	17	15	165	197	101	146	69	77		第5次行革
19	1,379	851	12	6	17	15	169	210	99	164	73	91		
18	1,407 (1,329)	911 (849)	14 (12)	7 (7)	14 (14)	13 (12)	167 (167)	223 (211)	58 (57)	170 (166)	74 (70)	96 (96)		△149
17	1,445 (1,202)	951 (763)	16 (10)	5 (5)	8 (8)	9 (6)	170 (170)	231 (189)	55 (51)	201 (191)	74 (69)	127 (122)		
16	1,222	784	10	5	8	6	167	191	51	203	71	132		
15	1,243	793	10	5	8	6	170	199	52	214	73	141		第4次行革
14	1,263	800	10	5	8	6	169	212	53	235	78	157		
13	1,296	831	10	5	8	7	168	214	53	253	78	175		△98
12	1,300	832	10	5	8	7	170	215	53	255	80	175		

※現業員の職員数は、部局別職員数に含む

※平成26年度以降の（　）はフルタイム再任用職員数（「総数」欄は外数、「再任用」欄は内数）

※R2.4.1、R3.4.1、R4.4.1及びR5.4.1とも選管と企業の兼務１人は選管に計上

※R4.4.1、R5.4.1及びR6.4.1とも選管と農委の兼務１人は選管に計上

県内他市との職員数比較

（R7.4.1現在　定員管理調査）

（単位：人）

市　　名 ＜住基人口 R7.1.1現在＞	延岡市 ＜113,936＞	宮崎市 ＜394,504＞	都城市 ＜162,574＞	日南市 ＜48,198＞	小林市 ＜42,075＞	日向市 ＜57,847＞	串間市 ＜16,047＞	西都市 ＜28,078＞	えびの市 ＜17,067＞
総　職　員　数	1,148	2,583	1,427	637	607	610	374	372	300
職　員　数 【消防・上下水道・病院を除く】	908	2,031	1,168	397	418	482	236	310	249
一　般　職	890	1,994	1,132	394	389	443	236	306	247
事　務　職	699	1,523	868	323	323	334	182	257	213
保　育　士	19	34	45	13	12	21	0	11	0
幼稚園教諭	8	0	2	0	0	0	0	0	0
学校事務	0	6	0	0	0	0	0	0	0
技　術　職	164	431	217	58	54	88	54	38	34
現　業　職	18	37	36	3	29	39	0	4	2
職　員　数 【消防・上下水道・病院】	240	552	259	240	189	128	138	62	51
消　　防	170	353	183	85	（広域組合）	87	35	45	（広域組合）
上下水道	70	199	76	41	19	23	6	17	8
病　　院	0	0	0	114	170	18	97	0	43
現業職の割合 （消防・上下水道・病院を除く）	2.0%	1.8%	3.1%	0.8%	6.9%	8.1%	0.0%	1.3%	0.8%
事務職の割合 （消防・上下水道・病院を除く）	77.0%	75.0%	74.3%	81.4%	77.3%	69.3%	77.1%	82.9%	85.5%
人口１万人あたり 事務職職員数	61	39	53	67	77	58	113	92	125
人口１万人あたり 職員数	101	65	88	132	144	105	233	132	176

注）消防部門の職員数について、小林市とえびの市に関する西諸広域行政事務組合の消防職員数は114人。

注）職員数については、任期付職員及び再任用職員（フルタイム）を含む数。なお、延岡市の任期付職員数は９人、再任用職員（フルタイム）数は３人であり、他市については非公表。

４．給与の状況

（１）給与水準

これまで数次にわたって実施してきた給与適正化の取組みの結果、本市の給与水準を示す令和７年のラスパイレス指数は 99.2 となっており、国、県や他の地方公共団体との平準化が図られてきています。（表１参照）

第８次行財政改革期間においては、国の動向を踏まえ、県や他の地方自治体とも均衡のとれた給与水準の維持に引き続き取り組んでいる状況です。

諸手当についても、扶養手当、通勤手当などの適正化に取組んできたことにより、全般的に国、県に準じた制度となっています。

このように給料、諸手当について、長期間にわたり適正化に取り組んできた結果、現在では、制度面、水準面において、国、県や他の地方公共団体と均衡がとれたものとなっています。

（表１） ラスパイレス指数の推移

年 度	延岡市	宮崎市	都城市	日向市
H12 年	102.7	103.1	100.9	99.6
H17 年	100.1	100.4	98.9	96.8
H22 年	100.8	102.0	97.2	102.4
H27 年	100.1	100.5	98.3	100.2
R2 年	99.5	98.8	98.7	99.5
R7 年	99.2	98.3	98.8	99.0
H12-R7 比較	△ 3.5	△ 4.8	△ 2.1	△ 0.6

（２） 給与改定の状況

令和３年度以降の給与改定状況は、下表のとおりとなっています。

（表２） 給与改定状況（職員）

年 度	給与改定率	期末・勤勉手当	
		支給月数	増減月数
R3 年	－	4.30	△0.15
R4 年	0.3%	4.40	0.10
R5 年	1.1%	4.50	0.10
R6 年	3.0%	4.60	0.10
R7 年	3.3%	4.65	0.05
R3－R7 比較			0.35

（３）給与適正化の推移

第８次行財政改革期間における給与適正化の主な取組みは以下のとおりとなっています。

① 諸手当関係

ア　扶養手当の見直し　≪国準拠≫

（表３）　（単位：円）

区分		配偶者	子	父母等	子の加算
手当額	H30-R6	6,500	10,000	6,500	5,000
	R7	3,000	11,500		
	R8 以降	0	13,000		

※子の加算：満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の最初の３月 31 日までの間にある子が対象。

イ　管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間拡大　≪国準拠≫

管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大

（表４）

	見直し前	見直し後（R7～）
平日	午前０時～午前５時	午後 10 時～午前５時

ウ　緊急消防援助隊派遣手当（特殊勤務手当）の新設　≪国準拠≫

大規模災害の被災地において、緊急消防援助隊としての業務に従事した場合の手当を新設。（令和７年 12 月施行、１日あたり 1,080 円→改定後 1,440 円（令和８年６月改定））

エ　一般職職員の勤勉手当に対する人事評価結果の反映（令和９年度実施を決定）≪国準拠≫

管理職職員以外の一般職職員の勤勉手当についても、令和９年度より評価結果を反映することを決定。令和８年度に実施する人事評価における総合評価の結果を令和９年６月及び 12 月に支給する勤勉手当に反映（現行の管理職職員の反映方法と同様）。

５．広報・広聴機能の充実

開かれた市政の推進を図るため、広報紙やホームページ、ＣＡＴＶ、ＦＭのべおかなどを活用し、定期的な情報発信を行っています。また、市民にわかりやすく、関心を持っていただける広報紙の紙面づくりや番組制作に努めております。

さらに、市民の意見を市政に的確に反映させるため、市長と地域住民が意見交換を行う「タウンミーティング」を定期的に開催するとともに、団体・グループの要望に応じて市長が直接出向き意見交換を行う「出前市長室」を随時実施しているほか、「市民の声」を活用した幅広い意見の聴取にも努めるなど、広聴機能の充実を図っております。

また、LINE や Instagram、X、YouTube、facebook などの SNS を活用した情報発信にも取り組み、多様な媒体を通じた効果的な情報発信に努めています。

加えて、隣接する佐伯市との広報連携協定に基づき、広報紙やＣＡＴＶの市政番組を通じて相互の市政情報を定期的に発信するなど、広域的な情報発信にも取り組んでいます。

新たな広報・広聴の取り組み

年度	内　　容
平成 29 年度	・ＦＭのべおか「PickUp のべおか」放送開始
平成 30 年度	・Instagram 配信開始 ・「出前市長室」実施開始
令和２年度	・LINE 配信開始
令和３年度	・「政策等の形成過程における市民等参加条例（パブリックコメント条例）」施行 ・市ホームページリニューアル
令和７年度	・「みんなとみうらのタウンミーティング」実施開始
令和８年度	・Ｘ配信開始

６．デジタル化の推進

（１）国・県の動向

近年のスマートフォンの普及やコロナ禍を契機としてオンラインの活用が定着し、社会全体のデジタル化が急速に進展しました。市民のデジタル技術に対する心理的抵抗感は徐々に減少し、今では、社会のあらゆる場面でデジタルサービスの利用が日常化しています。さらに、生成 AI をはじめとする革新的なテクノロジーが次々と登場し、かつてないスピードで普及を続けており、社会構造や働き方そのものを根本から変革しつつあります。

国においては、これまで、「デジタル社会の基盤」となるマイナンバー法の整備やマイナンバーカードの普及促進をはじめ、各種行政手続きのオンライン化推進など、電子自治体の構築が進められ、住民の利便性向上に直結する施策が展開されています。同時に、行政内部の抜本的改革として、全国の自治体が利用する基幹系情報システムの標準化が進められており、国を挙げてデジタル基盤の刷新が図られています。

このような中、国が策定した「自治体 DX 推進計画」等においては、さらなる取り組みの深化が求められており、その中核となるのが「自治体フロントヤード改革」です。これは、単なる手続きの電子化にとどまらず、「書かない窓口」や「行かない窓口」の実現など、住民との接点（フロントヤード）における業務プロセスそのものを再構築し、利便性を飛躍的に高める取り組みです。併せて、国・地方共通のデジタル基盤の整備や各種システムの共通化を促進し、全国どこでも均質で質の高い行政サービスを提供できる環境整備が進められています。

さらに、今後の自治体運営において、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と両輪で強く求められているのが、AI を徹底活用する「AX（AI トランスフォーメーション)」の視点です。人口減少に伴い職員数の減少が避けられない中、持続可能な行政サービスを維持・向上させるためには、生成 AI 等の最先端技術を日々の業務に組み込むことが不可欠であり、国も自治体の AI 利用の徹底促進を掲げております。定型的で膨大な事務作業の自動化から、データに基づいた政策立案の高度化、多様な住民ニーズへの迅速な対応などを可能とするため、行政運営のあらゆる領域で AX を実装することが急務となっています。

本市においても、こうした国が主導する DX および AX の動向を的確に捉え、デジタル基盤や AI 技術を最大限に活用するとともに、それらを牽引するデジタル人材の確保・育成を図りながら、住民利便性の向上と次世代を見据えた持続可能な行財政運営を両立させる改革を強力に推進していく必要があります。

「自治体 DX 推進計画」における重点取り組み事項

No.	重点取組事項	取組内容
①	自治体フロントヤード改革の推進	窓口の混雑緩和や利便性向上、書かない窓口等の導入など住民接点の見直し
②	地方公共団体システムの標準化	基幹系システムをガバメントクラウドに移行し、標準化・共通化を推進
③	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用基本方針」に基づく共通化等の推進	共通化やデジタル基盤の整備・運用方針に基づく取組み
④	公金収納における eL-QR の活用	地方税や各種料金の統一２次元バーコード決済の導入
⑤	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	カードの取得支援、利用促進
⑥	セキュリティ対策の徹底	適切なセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底
⑦	AI の利用推進	自治体業務の AI 活用の検討・推進
⑧	テレワークの推進	柔軟な働き方を支える環境整備

国の取組みやデジタル化の流れを受け、宮崎県は、令和７年度から４年間の宮崎県のデジタル化施策の方向性を示す「宮崎県デジタル化推進計画～みやざき DX プラン～」を策定し、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」を目標として、行政事務の効率化の推進、行政サービスの質の向上、市町村のデジタル化の推進の３つを柱とした基本目標と施策の方向性に基づいて、デジタル改革（DX）を進めていくことが示されました。

この計画を推進する体制としては、「宮崎県デジタル化推進本部」を県全体のデジタル化推進の司令塔として、民間側の組織される「宮崎県デジタル社会推進協議会」や市町村で組織される「宮崎県市町村 IT 推進連絡協議会」との連携を図っていくことになっています。

（２）本市の取組状況

本市ではこれまで、各種証明書のコンビニ交付やオンライン納付の推進、光ファイバ網の整備、観光・防災拠点等における公衆無線 LAN 環境の整備など、情報インフラ基盤の整備を進めてきました。

コロナ禍においては、会議室等への Wi-Fi やモバイル Wi-Fi ルーター等を整備し、各種リモート会議、リモート相談、職員のテレワーク環境を構築するなどオンライン環境の整備を進めるとともに、マイナンバー制度への対応、RPA や AI-OCR 等の導入、本市独自のアプリ導入など様々な情報化施策を推進し、業務の効率化等を図ってきました。さらに、プレミアム商品券の電子版の発行を全国に先駆けて実施するなど、新たな市民サービスの提供も行ってきました。

アフターコロナにおいては、住民ニーズがますます多様化していることから、行政手続きのオンライン化を推進しています。最近では、生成 AI をはじめとする革新的な技術が急速に台頭し、行政の現場においても、最新のデジタル技術と市が保有するデータ等を有効に活用することによって、業務の効率化と生産性の向上、住民サービスの利便性向上を図ることが責務となっています。

そのような中、令和８年３月に延岡市ＤＸ推進計画（令和８年度～１２年度）を策定し、マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン化の推進やフロントヤード改革の横展開、スマホ教室や IT カレッジなどのデジタルデバイド対策、デジタル人材の育成や外部の専門人材の活用など、７つの重点方針に沿った取組みを推進しており、市民がデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備し、地域のデジタル化に向けた政策の推進に努めています。

【本市のデジタル化に関する主な取組】

税のオンライン納付	コンビニ納付やスマートフォン決済（PayB）、Web 口座振替受付サービス、共通納税システム等の導入により、税のオンライン化に対応。
証明書のコンビニ交付	マイナンバーカードの活用により、戸籍の附票や住民票、印鑑登録証明書、各種証明書のコンビニ交付サービスに対応。
観光施設や行政施設等の公衆無線 LAN 環境整備（平成 29 年度～）	西階陸上競技場や須美江家族旅行村など主要なスポーツ施設、観光施設、中学校等の行政施設に公衆無線 LAN を整備。
RPA・AI-OCR 導入（令和２年度～）	入札参加資格審査申請受付業務や決算における各種集計業務やなど１３業務に活用し作業を効率化。
庁内ネットワーク環境の再整備（令和２年度～）	会議室等への Wi-Fi 環境や大型モニター、リモート会議用のパソコン等を整備、職員のテレワーク環境を構築するため、専用パソコンやモバイル Wi-Fi ルーター等を整備。

電子版プレミアム商品券等の発行 （令和２年度～随時）	コロナ対策や物価高対策として、地域経済の活性化を図ることを目的に発行した電子版プレミアム商品券の活用を促すことで、キャッシュレス決済を促進。
オンライン手続きの拡充（令和４年度～）	マイナンバーを活用した申請やアンケート・各種申し込み手続き申請のオンライン化を順次拡充中。
のべおかポータルの運用開始（令和５年度～）	電子申請手続きや本市のアプリを集約し、市民の利便性の向上や行政側の業務効率化。
らくらく窓口の運用開始（令和７年度～）	総務省の「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」の採択を受け、申請から通知までの一連の流れをオンラインで行う「らくらく窓口」の運用を開始。

７．民間活力の導入

（１）指定管理者制度等の導入状況

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、2003 年（平成 15 年）の地方自治法改正により創設されました。

現在本市では、平成 20 年度に策定した指定管理者制度運用方針に基づき、指定管理者制度の導入効果のある公の施設に関して、指定管理者制度を導入しています。

（２）民間委託及び民営化への取組

本市では、これまで様々な市直営の業務や施設において、民間委託の導入や民営化への取組を実施してきました。

年　度	内　容
平成 18 年度	・ごみ収集運搬業務を民間委託
平成 19 年度	・固定資産税の電算処理業務の民間委託 ・南浦地区学校給食共同調理場を廃止し、配送業務を民間委託
平成 21 年度	・下水道処理施設等の維持管理業務の一部を包括的民間委託 ・旭小、恒富小、東小、川島小、南方小、上南方小、一ケ岡小、島野浦共同調理場、北川町学校給食センターを民間委託
平成 23 年度	・電算処理(自治体クラウド)に係る印刷関連業務を民間委託
平成 26 年度	・山下保育所及び児童館、中島保育所及び児童館を民営化 ・養護老人ホーム若葉荘を完全民営化
平成 27 年度	・川中保育所、土々呂保育所を民営化
平成 30 年度	・水道料金収納業務を民間委託 ・資源物の収集運搬業務を民間委託
令和元年度	・市民課窓口業務を民間委託

指 定 管 理 者 制 度 導 入 施 設 一 覧

財産所管課室名	施設数	指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	指 定 期 間	
				始 期	終 期
地域政策課	1	延岡市島野浦島開発総合センター	島浦町区	令和8年4月1日	令和13年3月31日
総合政策課	8	延岡市川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	令和4年4月1日	令和9年3月31日
		延岡市岡富コミュニティセンター	延岡市岡富コミュニティセンター管理運営委員会	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市南方東コミュニティセンター	延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		延岡市民協働まちづくりセンター	特定非営利活動法人　のべおか市民力市場	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市恒富南コミュニティセンター	延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会	令和5年4月1日	令和10年3月31日
		延岡市土々呂コミュニティセンター	延岡市土々呂コミュニティセンター管理運営委員会	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市富美山地区コミュニティセンター	延岡市富美山地区コミュニティセンター管理運営委員会	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		延岡市東海コミュニティセンター	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	令和6年4月1日	令和11年3月31日
総合福祉課	7	北老人福祉センター	一般財団法人　延岡市高齢者福祉協会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		南老人福祉センター	一般財団法人　延岡市高齢者福祉協会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	株式会社　ジェイレック	令和6年4月1日	令和9年3月31日
		延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人　三ツ葉会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市岡富デイサービスセンター	一般財団法人　延岡市高齢者福祉協会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人　千寿会	令和8年4月1日	令和10年3月31日
		余熱利用健康施設ヘルストピア延岡	株式会社　ヘルストピア延岡	令和8年4月1日	令和13年3月31日
こども保育課	10	緑ケ丘児童館	社会福祉法人　緑ケ丘福祉会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		旭児童館	株式会社　アンフィニ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		まちなかキッズホーム	社会福祉法人　すこやか福祉会	令和5年4月1日	令和9年3月31日
		長井保育所	社会福祉法人　鏡山会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		島浦保育所	社会福祉法人　東海福祉会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市子育て支援総合拠点施設(えんキッズ)	株式会社明日葉	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		東海小児童クラブ	株式会社　アンフィニ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		東小児童クラブ	株式会社　アンフィニ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		岡富小児童クラブ	株式会社　アンフィニ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		恒富小児童クラブ	株式会社　アンフィニ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
障がい福祉課	2	延岡ライトハウス盲人ホーム	一般財団法人　延岡愛盲協会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡ライトハウス点字図書館	一般財団法人　延岡愛盲協会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
地域医療政策課	2	延岡市夜間急病センター	一般社団法人　延岡市医師会	令和6年4月1日	令和16年3月31日
		延岡市立島浦診療所	島浦町区	令和8年4月1日	令和18年3月31日
総合農政課	1	延岡市舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	令和4年4月1日	令和9年3月31日
農業畜産課	1	延岡市家畜排せつ物処理センター	株式会社　延岡地区有機肥料センター	令和8年4月1日	令和13年3月31日
商業・駅まち振興課	3	延岡市中小企業振興センター	株式会社　延岡商工会館	令和5年4月1日	令和10年3月31日
		延岡市駅前複合施設	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	令和5年4月1日	令和10年3月31日
		延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	令和8年4月1日	令和13年3月31日
観光戦略課	6	延岡市須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	令和4年4月1日	令和9年3月31日
		延岡市道の駅北方よっちみろ屋	のべおか道の駅株式会社	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市浜木綿村	のべおか道の駅株式会社	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市道の駅北川はゆま	のべおか道の駅株式会社	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市ホタルの里休暇村(ホタルの宿)	のべおか道の駅株式会社	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市かわまち広場	一般社団法人延岡観光協会	令和5年4月1日	令和10年3月31日
工業振興課	1	延岡市職業訓練支援センター	株式会社グッドスタッフ	令和7年4月1日	令和12年3月31日
歴史・文化都市推進課	3	延岡城・内藤記念博物館	のべおか歴史文化推進事業体	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡総合文化センター	公益財団法人　のべおか文化事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		野口遵記念館	公益財団法人　のべおか文化事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日

指 定 管 理 者 制 度 導 入 施 設 一 覧

財産所管課室名	施設数	指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	指 定 期 間	
				始 期	終 期
建築住宅課	44	島浦第1	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		島浦第2	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		桜ヶ丘第1	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		桜ヶ丘第2	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		桜ヶ丘第3	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		桜ヶ丘第4	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		大門	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		松馬場	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		昭和町第1	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		昭和町第2	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		天神小路	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		野地	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		西階はぎ	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		西階つつじ	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		西階かえで	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		西階すみれ(特公賃貸を含む)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		浜の山	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		旭ヶ丘北	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		旭ヶ丘南	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		一ヶ岡A	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		一ヶ岡D	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		一ヶ岡E	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		大武	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		川水流(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		東原(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		久保山(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		あけぼの(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		上鹿川(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		下鹿川(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		延岡市ニュータウン北方住宅	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		延岡市若者定住促進住宅	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		宮野浦(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		古江(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		阿蘇(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		市振(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		梅木(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		宇和路(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		直海(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		永代住宅(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		野峰住宅(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		曽立住宅(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		白石中央住宅(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		市棚住宅(市営)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
		曽立北住宅(特公賃貸)	県北住宅管理センター	令和6年4月1日	令和11年3月31日
北方地域振興課	2	延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	有限会社　曽木観光開発	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市ETOランド速日の峰	一般財団法人　速日の峰振興事業団	令和8年4月1日	令和11年3月31日

指 定 管 理 者 制 度 導 入 施 設 一 覧

財産所管課室名	施設数	指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	指 定 期 間	
				始 期	終 期
北方市民サービス課	2	延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
北方産業建設課	2	農林産物集出荷貯蔵施設	宮崎県農業協同組合延岡地区本部	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区	令和8年4月1日	令和13年3月31日
北浦市民サービス課	1	延岡市北浦デイサービスセンター	社会福祉法人　千寿会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
北川地域振興課	3	延岡市祝子川温泉美人の湯	オノコボデザイン合同会社	令和7年8月1日	令和10年3月31日
		延岡市祝子川森林レクリエーション施設	オノコボデザイン合同会社	令和7年8月1日	令和10年3月31日
		延岡市ホタルの里休暇村（ホタルの館、川舟の館）	特定非営利活動法人　ひむか感動体験ワールド	令和7年4月1日	令和10年3月31日
北川市民サービス課	1	延岡市北川老人福祉館	社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会	令和5年4月1日	令和10年3月31日
北川産業建設課	1	延岡市長井健康増進センター	本村自治公民館	令和4年4月1日	令和9年3月31日
アスリートタウン推進課	23	延岡市大武体育館	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡勤労者体育センター	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市東海体育館	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園陸上競技場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園補助グラウンド	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園野球場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園庭球場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園弓道場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園球技場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階遊泳場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		浜川遊泳場	文化コーポレーション	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		妙田野球場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		妙田公園南広場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		妙田公園北広場	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		西階公園多目的屋内アリーナ	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北方勤労者体育センター	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北方総合運動公園	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北方南部地区体育館	曽木区	令和8年4月1日	令和13年3月31日
		延岡市北浦グラウンド	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北浦体育館	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北浦海浜運動公園	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北川運動公園	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
		延岡市北川体育館	JBグループ延岡	令和7年4月1日	令和12年3月31日
社会教育課	1	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	令和4年4月1日	令和9年3月31日
合計	**125**				

８．第三セクター等の運営について

（１）本市の主な取組状況

第三セクター等の経営改善を推進するため、平成 25 年度に策定した「第三セクター等に関する指針」に基づき、毎年度の点検・評価と併せて「第三セクター等経営改善検討会議」を実施し、第三セクター等の経営状況の確認、事業及び施設の評価、経営健全化方針の策定指示及び進捗管理、統合・解散等の検討を行うこととしています。

【毎年度の点検・評価】

第三セクター等の所管課は、各第三セクター等から提出された事業報告書、財務諸表その他の資料をもとに、「延岡市第三セクター等経営状況及び点検評価結果報告書」を作成し、第三セクター等の経営状況の把握を行います。

【検討会議の開催】

毎年度、「第三セクター等経営改善検討会議」を開催し、下記団体について「第三セクター等の経営状況の確認」、「事業及び施設の評価」、「経営健全化方針の策定指示及び進捗管理」、「第三セクター等の統合及び事業（施設）の廃止等に関する検討」の４項目について検討を行います。

検討会議の対象となる団体	
須美江家族旅行村管理協会	延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社
㈱ヘルストピア延岡	一般財団法人北浦町農業公社
（一財）速日の峰振興事業団	のべおか道の駅株式会社

【経営健全化方針の策定と取組状況】

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として 25 %以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の⑴から⑷までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定する必要があります 。

⑴ 債務超過法人

⑵ 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

⑶ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

⑷ 経常収支が三か年連続赤字の状態である法人

①一般財団法人速日の峰振興事業団（平成 31 年３月 28 日策定）

平成 30 年に経営健全化方針の策定基準（宮崎県独自基準）である「経常収支が三か年連続で赤字」に該当したことから県からの策定依頼に基づき同方針を策定。策定から令和５年度までの５年間で、平成 30 年度比、売上高において約 290 万円の増及び支出において約 160 万円の削減、総額約 450 万円の収支改善を図り経常損失を解消することを目指し、令和５年度末決算において黒字転換、債務超過を解消しました。

②一般財団法人北浦町農業公社（令和４年３月８日策定）

令和３年度に経営健全化方針の策定基準（宮崎県独自基準）である「経常収支が三か年連続で赤字」に該当したことから県からの策定依頼に基づき同方針を策定。策定から令和８年度までの５年間で令和３年度比、売り上げにおいて 9,640 千円の増を目指し、経常損失の解消に向けた取り組みを行っています。

③のべおか道の駅株式会社（令和７年３月 17 日策定）

令和６年度に経営健全化方針の策定基準である「債務超過」に該当したことから県からの策定依頼に基づき同方針を策定。策定から令和 11 年度までの５年間で、令和６年度比、売上高において約２億円の増を目指し、経常損失の解消に向けた取り組みを行っています。

【統合・解散等】

①道の駅を管理運営する第三セクターを統合（平成 28 年度）

経営の効率化や経営体質の強化を図るとともに、地域振興や観光交流拠点及び情報発信の拠点としての道の駅の機能、魅力向上を図ることを目的として道の駅等を管理運営する第三セクターの統合を行いました。

《統合の概要》

■北浦総合産業㈱ 《存続会社》と㈱北川はゆま《消滅会社》が合併。

新 会 社 名：のべおか道の駅㈱

効力発生日：平成 29 年１月１日

■新会社が(一財)速日の峰振興事業団から道の駅「北方よっちみろ屋」の管理運営部門を譲り受ける。

効力発生日：平成 29 年１月１日

※(一財)速日の峰振興事業団は、ETO ランドの管理運営を引き続き行う。

《統合後の状況（第三セクターの名称と指定管理者として管理運営する公の施設)》

■のべおか道の駅㈱

浜木綿村（道の駅「北浦」を含む）　　道の駅「北川はゆま」

ホタルの里休暇村　　道の駅「北方よっちみろ屋」

■(一財)速日の峰振興事業団

ETO ランド速日の峰

②有限会社祝子川温泉美人の湯の解散（令和７年度）

祝子川温泉美人の湯の経営改善を図るため、令和７年度に、より民間の知見を活かした経営体制への転換を目的として、指定管理者をオノコボデザイン合同会社へ移行しました。これに伴い、前指定管理者である同法人は運営の引き継ぎをもって役割を終え、令和７年 12 月末をもって解散しました。

（２）指針の対象となる団体

指針の対象となる団体は、本市が 25%以上を出資する法人、および市が主体的に指導・監督を行う必要があると認められる、次に掲げる団体としています。

（令和８年４月１日時点）

名称	所在地	設　立 年月日	資本金出資金 （内出資額） ＜百万円＞	出資 割合 ＜％＞	業種
延岡市土地開発公社	東本小路 ２番地１	S48.5.31	6.0 (6.0)	100.0	公共用地公有地等の取得・管理・処分等
公益財団法人 のべおか文化事業団	東浜砂町 611 番地２	S60.11.13	30.0 (18.51)	61.7	健康で豊かな地域づくりに寄与するための文化振興事業。延岡総合文化センター及び野口記念館の管理運営等
株式会社 延岡地区有機肥料センター	追内町 688 番地４	H1.10.24	13.43 (6.35)	47.3	家畜排せつ物の収集と有機肥料の精算販売
株式会社 ヘルストピア延岡	長浜町３丁目 1954 番地２	H5.4.6	100.0 (65.0)	65.0	余熱利用健康施設ヘルストピア延岡の管理業務及び運営業務
一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会	山下町１丁目 ７番地９	H5.11.8	31.0 (30.0)	96.8	老人福祉センター、デイサービスセンターの管理運営、介護予防、生きがい活動支援事業　等
一般財団法人 北浦町農業公社	北浦町古江 502 番地	H6.6.13	100.0 (100.0)	100.0	農作業、製茶工場の受託事業及び農産物の販売 等
一般財団法人 速日の峰振興事業団	北方町早中巳 1183 番地	H7.3.20	60.0 (60.0)	100.0	滞在型総合レジャー施設（ＥＴＯランド）運営・管理　等
須美江家族旅行村管理協会	須美江町 1450-２	H7.4.1	―	―	「須美江家族旅行村」の管理運営
有限会社 延岡市リサイクルプラザゲン丸館	長浜町３丁目 1954 番地３	H8.12.11	10.0 (6.0)	60.0	一般廃棄物（資源物）中間処理施設の管理・運営
株式会社 まちづくり延岡	幸町３丁目 101 番地 延岡駅西口街区ビル２階	H28.9.28	42.0 (30.0)	71.4	商業の再生、市民活動の展開、まちなか居住の推進、街並み景観の整備等のまちづくりに関する事業
のべおか道の駅株式会社	北川町長井 5751 番地１	H29.1.1	29.35 (28.0)	95.4	道の駅、宿泊施設の管理運営、農林水産物等の販売及び加工品等の開発・製造
延岡脱炭素エネルギーマネジメント株式会社	北一ケ岡３丁目 12 番	R5.3.22	10.0 (2.50)	25.0	小売電気事業（取次店）、再生可能エネルギーを利用した発電、売電事業及び電力の買取事業（取次店）、再エネ、省エネ機器のリース及び保守サービス

９．人材育成の方針について

（１）基本的な考え方

現在、地方公共団体を取り巻く状況は、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展などにより大きく変化しています。

また、近年のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）への対応や大規模災害・感染症、公共インフラの老朽化、こども・子育て施策の充実など、複雑・多様化する行政課題に対応するためには、これまで以上に市民目線や使命感を持って課題を解決していく「人材の育成」が求められていることに加えて、民間企業などとの人材獲得競争の激化などに伴う「人材の確保」、多様な人材の活躍と若い世代の挑戦を可能にする「職場環境の整備」、さらにはデジタル社会に対応できる「デジタル人材の育成・確保」を図ることが必要となっています。

このような中、「人材育成・確保基本方針」に基づき、組織は人であり、また、職員の資質は組織の財産であるとの認識のもと、組織として人材の育成や確保などに取り組む体制を整備し、職員の能力開発や資質向上を図ることにより、地方創生の実現や市民サービスの向上に向けて、常にアンテナを高くするとともに、柔軟な発想や政策形成能力を身につけ地域づくりを革新的に進めることができる地域のイノベーターとしての人材の育成を図ります。

○目指すべき職員像

- 高い倫理感とともに、情熱と使命感を持ってまちづくりに取り組む職員
- 政策形成能力や政策法務能力などの高い専門性とともに、豊かな創造性と行動力を兼ね備えた職員
- 常に市民目線に立って、市民のニーズや地域課題を把握し、市民協働の意識を持って業務にあたる職員
- 地方創生の実現や市民サービスの向上に向けて、地域づくりを革新的に進めることができる地域のイノベーターとなる職員

（２）研修の実施方針

①　職場内研修（ＯＪＴ）の充実強化

職員の能力開発の基本はＯＪＴであり、組織的な取組が必要です。ＯＪＴは、職員個人や職場環境、また職務内容の特性に応じた柔軟で具体的な指導が可能であり、資質向上や能力開発のために最も有効な手段です。

また、職員間のコミュニケーションが図られることにより、職員同士の連携や信頼関係の醸成にも大きな効果があり、風通しの良い職場づくりが進められます。

本市では、「延岡市ＯＪＴマニュアル」を基にＯＪＴの手法を学ぶ研修等も実施しながら、組織的にかつ効果的にＯＪＴに取り組んでいきます。

② 職場外研修の充実

職場外研修には、職位、在職年数等に応じた基本研修（階層別研修）、特定の課題や能力の育成について基本研修を補完する特別研修及び組織から離れ、特定の職務能力を向上させる派遣研修等に体系化して実施していきます。

また、職員ニーズへの柔軟な対応や効果的・効率的な予算執行などの観点から、オンライン研修やｅラーニングなどを活用することなどにより、多様な研修機会を確保します。

ア　基本研修（階層別研修）

全職員が同じ基本研修を受講することで切磋琢磨しながら、能力・資質のレベルアップを図っていきます。

複雑・多様化する行政課題に対応できる人材を育成していくため、政策形成能力や政策法務能力、また、創造的能力などを高めるプログラムを盛り込んでいきます。

イ　特別研修

行政を取り巻く環境の変化に対応して必要となる様々なニーズに応える形で実施される研修です。

具体的には、民間企業との公民合同研修、リーダーシップの育成やマネジメント力の向上を図るための研修のほか、接遇研修や法制に関する研修、メンタルヘルス研修などを幅広く実施していきます。

また、事務処理ミスなどの発生を防止するため正確な事務処理能力を育成するほか、政策課題研修などの既存の研修についても外部有識者との協働のもとブラッシュアップを図ります。

ウ　派遣研修

組織から離れ、特定の職務能力を向上させると同時に、組織外の人と共に学び、意見を交換したり、客観的・相対的に「自分を知る」ことで、全人的成長の機会とするものです。

主な派遣研修先は、宮崎県市町村振興協会をはじめ、自治大学校などの専門研修機関、国・県の行政機関、民間企業や市内関係団体などとなっています。

また、様々な行政分野における広域的な連携を推進する観点などから、他市との人事交流を実施します。

③ 自己啓発支援の充実

自己啓発は、能力開発の基本であり、人材育成の取組において、各職員の自己啓発に対する意欲が重要となってきます。

本市では、職員の職務に対する自覚と自己実現への意欲を喚起する意味から、組織としても積極的に以下のような支援を実施していきます。

ア　通信教育制度の活用
イ　自己啓発費用助成制度の運用
ウ　自主研究会の育成・支援
エ　一級建築士受験手数料等の助成

「働き方改革」の取組について

年度	年月日	取組内容
7	R8.1.4	出退勤システムの導入
	R7.12.10	「働き方改革講演会」の開催
	R7.11.17	「ＫＡＩＺＥＮたまご」運動の実施
	R7.11.1	「通年ノーネクタイ」の試行
	R7.9.9	「在宅勤務」の利用促進
	R7.8.28	「働き方改革推進月間」の設定（９~10月）
	R7.6.17	「夏季リフレッシュ推奨期間」における計画的な休暇の取得促進（７～10月）
6	R7.1.24	「働き方改革講演会（研修会）」の開催　※情報政策課と共催
	R6.11.8	「ＫＡＩＺＥＮたまご」運動の実施
	R6.9.17	「業務の効率化」の推進
	R6.8.29	「働き方改革推進月間」の設定（９~10月）
	R6.6.17	「夏季リフレッシュ推奨期間」における計画的な休暇の取得促進（７～10月）
5	R5.12.12	ノンコア業務の更なる削減に向けた現状の確認（12~1月）
	R5.12.11	「働き方改革講演会」の開催
	R5.11.8	「ＫＡＩＺＥＮたまご」運動の実施
	R5.10.30	「働き方改革推進月間」の設定（11~12月）
	R4.7.18	「在宅勤務」の積極的な活用（7～3月）
	R5.6.23	「夏季リフレッシュ推奨期間」における計画的な休暇の取得促進（７～10月）
4	R5.2.9	「各課室における働き方改革の状況に関する調査」の実施
	R4.11.22	「働き方改革講演会」の開催
	R4.10.24	「業務改革（BPR）研修・ワークショップ」等の実施
	R4.9.12	「ＫＡＩＺＥＮたまご」運動の実施
	R4.8.30	「働き方改革推進月間」の設定（９~10月）
		「夏季リフレッシュ推奨期間」における計画的な休暇の取得促進（７～10月）
	R4.7.26	「在宅勤務」の積極的な活用（８～９月）※試行
3	R3.11.16	「働き方改革講演会」の開催
	R3.11.11	「ＫＡＩＺＥＮたまご」運動の実施
	R3.8.31	「働き方改革推進月間」の設定（９・10月）
		「夏季リフレッシュ推奨期間」における計画的な休暇の取得促進（７～10月）
		「年次有給休暇」の取得促進
	R3.8.12	「全庁業務量調査」の実施（～R3.11.30）
	R3.4.22	「在宅勤務」の試行実施（～R4.3.31）

職員研修体系図（令和８年度）

【研修区分】		【研修名】	【対象職員】
職場内研修	（１）OJTの有効活用	①　アサーティブコミュニケーションセミナー	総括主任～係長
		②　短期派遣研修報告会	各課室
職場外研修	基本研修	（１）一般職員研修	①　新規採用職員研修（前期課程）	新規採用職員
			②　新規採用職員研修（後期課程）	
			③　産学官合同研修	
			④　コンプライアンスセミナー	２年目職員
			⑤　法制執務セミナー（基礎）	４年目職員
			⑥　新任総括主任研修	新任総括主任
			⑦　リスクマネジメントセミナー	新任課室長、新任係長等
			⑧　ハラスメント防止基礎セミナー	新規採用職員
			⑨　ＯＡ研修、文書事務研修等【随時】	全職員
	特別研修	（１）接遇研修	①　接遇基本研修	新規採用職員
			②　接遇リーダー研修	各課室接遇リーダー
		（２）社会人基本研修	①　ビジネスマインド研修	新規採用職員
			②　論理コミュニケーション研修	新規採用職員
		（３）人事評価研修	①　新任評価者研修	新任係長
			②　被評価者研修	新規採用職員
		（４）マネジメント研修	マネジメント研修	総括主任までの職員
		（５）メンタルヘルス研修	①　メンタルヘルス研修Ⅰ	管理監督職
			②　メンタルヘルス研修Ⅱ	新規採用職員
			③　メンタルヘルス研修Ⅲ	担当職員
		（６）メンター研修	①　メンター制度スタート研修	メンター メンティ メンティの係長 メンティの所属長
			②　メンター養成研修	メンター
			③　メンター意見交換会	メンター
		（７）政策課題研修	政策課題研修	概ね５～10年目職員
		（８）働き方改革研修	講演会又は講師の招聘等	働き方改革推進員
		（９）各課室との共催研修	①　予算・庶務事務初任者研修	庶務担当者等
			②　税務関係初任者研修	税務担当者等
			③　防災・危機管理研修	課室長が推薦する者
			④　人権研修	新任総括主任等
			⑤　情報セキュリティ研修	課室長・庶務担当係長
			⑥　安全運転講習	新規採用職員等
	派遣研修	（１）短期派遣研修 （※各課室・専門性向上研修）	①　宮崎県市町村振興協会	
			②　自治大学校	
			③　市町村アカデミー・全国市町村国際文化研修所	
			④　国土交通大学校、全国建設研修センター	
			⑤　兄弟都市いわき市派遣研修	
			⑥　日本経営協会（NOMA）　※オンライン主体	
			⑦　地域活性化センター	
			⑧　その他研修機関	
		（２）長期派遣実務研修	①【国】経済産業省、内閣府、九州運輸局	
			②【県】宮崎県市町村課、宮崎県東京事務所	
			③【他自治体】佐伯市	
			④【公益法人】宮崎県市町村振興協会、観光協会、商工会議所、地域活性化センター	
			⑤【民間企業】旭化成株式会社	
		（３）海外派遣研修	宮崎県市町村振興協会海外派遣事業	
自己啓発	（１）通信教育講座			
	（２）自己啓発費用助成制度（自主研究グループの支援を含む。）			
	（３）パワーアップ研修		①　新たな知と方法を生む地方創世セミナー	課室長が推薦する者
			②　地方創生実践塾	課室長が推薦する者
			③　キャリアデザインセミナー	課室長が推薦する者

研修受講者数の推移（令和３年度～令和７年度）

① 基本研修

番号	研修名	日数	受講対象	年度別受講者数				
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1	新規採用職員研修	8	新規採用職員	30	28	60	38	53
2	コンプライアンス研修	1	採用後２年目	67	27	29	52	33
3	法制執務研修	1	採用後４年目	-	33	39	26	28
4	マネジメント研修	2	新任総括主任	46	30	29	38	33
5	リスクマネジメント研修（課長補佐・係長）	1	課長補佐・係長	21	20	23	28	17
6	再任用職員研修【隔年】	1	再任用職員	41	-	25	-	18
計		14		205	138	205	182	182

② 特別研修

番号	研修名		日数	受講対象	年度別受講者数				
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1	接遇研修		1	新規採用職員	30	28	58	33	47
2			1	接遇リーダー	75	80	71	116	-
3	人事評価研修		1	新規採用職員	77	28	58	33	45
4			1	新任係長	24	17	24	26	22
5	メンタルヘルス研修		1	課長、課長補佐、係長	-	81	55	50	66
6			1	新規採用職員	30	28	58	33	47
7			1	担当職員養成	7	1	10	10	5
8	メンター研修		1	課長、課長補佐、係長、新採、メンター	96	101	207	164	166
9			2	メンター養成研修	25	29	60	35	35
				メンター意見交換会	31	29	51	25	34
10	政策課題研修	政策課題研修	7	概ね5年～10年目職員	18	21	21	21	24
11		コーチング養成派遣研修（アドバイザー）	2	課長補佐、係長	3	3	40	-	-
12	業務改善研修		1	課長、課長補佐	-	70	63	91	62
13	各課室との共催研修	予算・庶務事務初任者研修	4	庶務担当者	130	71	116	132	115
16		情報セキュリティ研修	1～5	全職員	1136	1166	1142	1098	1228
17		安全運転講習会	1	新採職員、課室長が推薦する者	-	26		25	66
19		ハラスメント研修	1	希望者	286	340	341	193	44
20	女性職員研修		2	女性職員	4	54	16	-	-
計					1,972	2,173	2,391	2,085	2,006

③ 派遣研修

番号	研修機関名	日数	受講対象	年度別受講者数				
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1	宮崎県市町村職員研修ｾﾝﾀｰ	1～3	一般職員	82	170	78	44	87
2	海外派遣研修（市町村研修センター）	11	〃	-	-	1	1	-
3	自治大学校			-	1	2	1	2
4	市町村アカデミー	8～10	〃	1	5	4	4	6
5	国際文化アカデミー	-	〃	-	3	-	1	1
6	日本経営協会	2～4	〃	11	10	24	41	33
7	国土交通大学校	3～8	〃	1	4	-	4	6
8	ＪＳＴ指導者養成講座 （日本経営協会）	-	〃	-	-	2	-	-
9	宮崎県派遣（東京事務所を含む）	1年	〃	2	2	2	2	2
10	国土交通省（九州運輸局含む）派遣	2年	〃	1	1	1	1	1
11	経済産業省派遣	2年	〃	1	1	1	1	2
	内閣府地方分権推進室派遣					1	1	1
	内閣府LGBT担当派遣						1	1
12	公益法人（延岡市社会福祉協議会、商工会議所、観光協会）	2年	〃	3	3	3	3	2
13	民間派遣（旭化成）	1年	〃	-	-	1	1	1
14	短期職員相互派遣（いわき市）	5	〃	-	-	4	4	4
15	社会福祉主事資格取得研修	5	〃	4	9	8	9	5
16	全国建設研修センター	3	〃	-	4	9	14	11
計		-		106	213	141	133	165